

ID: 31

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町立幼稚園条例 第4条		
例規番号	昭和43年 条例第6号		
<p>【根拠条文】 第四条 特別の事情のある園児で保育料を納めることが困難な理由のある者については、保育料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日